

全国一斉検察起案心得

司法研修所検察教官室

1 内容等

全国の分野別検察実務修習中の司法修習生を対象として、司法研修所が作成した検察修習記録を用いて、一斉に終局処分起案を行う。

2 日時及び場所

- (1) 実施日 令和7年4月16日(水)
着席時刻 午前9時30分
起案時間 午前9時40分から午後0時まで及び午後1時から午後5時まで
(午後0時から午後1時までを昼食時間とし、昼食時間中の起案作成を認める。)
起案繰り込み時間 上記起案時間の後、5分間
- (2) 場所 配属先の各地方検察庁(以下「実務庁」という。)内の指定された会場

3 起案の心得

(1) 持参する物

- ア 答案作成には、黒のペン、ボールペン又はサインペンを使用する。
- イ 草稿用として、アのほか、黒以外の色のペン類、鉛筆、色鉛筆、消しゴム、定規及び付箋の使用を認める。
- ウ 六法全書(判例付きでないもの)
- エ 令和7年版検察講義案
- オ 全国一斉検察起案心得

(2) 昼食等

- ア 昼食は、午後0時から午後1時までの間に適宜とること。昼食は各司法修習生において持参するか、又は、実務庁の庁舎内に限り、食堂や売店を利用することを認める。
- イ 飲み物、あめ等の持ち込み及び起案時間中のこれらの飲食は認める。
- ウ 昼食時間中の起案は認める。
- エ 起案時間中に、随時、実務庁の庁舎内の喫煙所、トイレに行くことは認める。

(3) 禁止事項

- ア 起案時間中(昼食時間中を含む。)の司法修習生同士の談話は、起案会場の内外を問わず禁止する。
- イ 起案時間中(昼食時間中を含む。)の携帯電話の使用は、起案会場の内外を問わず禁止する。
- ウ パソコン、計算機、電子辞書、修正液、下敷き、クリップ等の私物の使用は禁止する。
- エ 起案時間中は、3(1)ウ、エ、オ記載の六法全書、検察講義案、全国一斉検察起案心得以外の資料を会場内に持ち込み、又は会場外において閲覧することを禁止する。

4 起案作成の要領

(1) 着席時刻から起案開始まで

ア 着席時刻までに、指定された席に着席する。

イ 着席時刻になったら、係員から起案に当たっての注意事項についての係員の説明を聞く。

ウ 席上に、検察修習記録、起案要領（問題文）、起案表紙、起案用紙が配布されていることを確認する。足りないものがある場合は、係員に申し出て、配布を受ける。

3 (1)アないしオ記載の筆記具、資料等及び認められた飲食物以外のものは起案会場に持ち込まない（会場が司法修習生室の場合は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。）。携帯電話は、ロッカー又はカバンの中などにしまう。

エ 起案開始の合図があるまで、検察修習記録の中身を見ない。

(2) 起案開始から終了まで

ア 起案開始の合図があったら、起案要領に従い、起案すること。

なお、起案については、パソコンを用いず、手書きで作成すること。

イ 検察修習記録への書き込みを認める。

ウ 配布した検察修習記録、起案要領等を起案会場外に持ち出さない。

エ 昼食等の飲食については、3 (2)記載のとおりとする。なお、自席以外（食堂は除く。）での飲食は禁止する。

オ 作成した起案は、起案時間中に通しページ数を記入する。

カ 終了の合図があったら、直ちに起案作成をやめ、係員の指示に従い、起案綴り込み時間（5分）内に表紙を付けてつづりひもで綴る。

キ 起案終了後は、係員の指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出する。係員が全員の起案等を回収し終わるまで、自席で待機する。なお、その間、司法修習生同士で私語を交わさない。

ク 起案終了時刻前に、起案を終了した者は、係員に告げて、その指示に従い、起案及び使用しなかった起案用紙を提出した上で、会場から退出することを認める（ただし、起案終了時刻15分前以降は、退出を認めない。）。

なお、退出後は指導担当官等の指示に従うこと。執務時間中の帰宅は認められない。

ケ 起案要領、草稿に用いた起案用紙及び検察修習記録を持ち帰ることは認める。

なお、検察修習記録は、後記のとおり、後日回収する。

コ 起案に当たっては、この全国一斉検察起案心得によるほか、各実務庁の指導担当官等の指示に従うこと。

5 その他

(1) 病気等により、全国一斉検察起案を欠席した者は、速やかに各実務庁の指導担当官に申し出て、検察修習記録の配布を受けること。

(2) 提出した起案については、司法研修所検察教官が添削した後、返却する。また、

分野別検察実務修習期間中に、司法研修所検察教官による起案の講評が予定されているので出席すること。

- (3) 配布された検察修習記録は、分野別検察実務修習期間中に回収するので、各実務庁の指示に従い提出すること。それまで各司法修習生の責任において検察修習記録を保管すること。

なお、検察修習記録のコピーを作成することは厳禁とする。

以 上